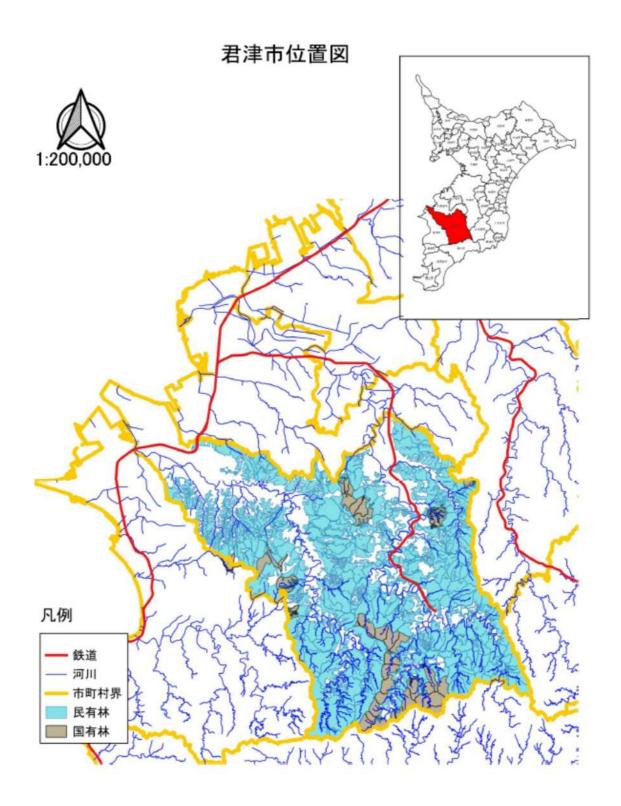
君津市森林整備計画 (樹立)

(自 令和 7年4月 1日 至 令和17年3月31日 計画期間

千 葉 県 君 津 市



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の)整備に関する基本的な事項1
1	1 森林整備の現状と課題	
2	2 森林整備の基本方針	2
3	3 森林施業の合理化に関する	基本方針4
П	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する	5事項(間伐に関する事項を除く。)4
1	1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	2 立木の伐採(主伐)の標準的	的な方法5
3	3 その他必要な事項	6
第2	2 造林に関する事項	
1	1 人工造林に関する事項	
2	2 天然更新に関する事項	8
3	3 植栽によらなければ適確な	更新が困難な森林に関する事項13
4	4 森林法第10条の9第4項の	規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 14
5	5 その他必要な事項	
第3	3 間伐を実施すべき標準的な材	木齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
1	1 間伐を実施すべき標準的な	x齢及び間伐の標準的な方法15
2	2 保育の種類別の標準的な方法	去
3	3 その他必要な事項	
第4	4 公益的機能別施業森林等の整	修備に関する事項16
1	1 公益的機能別施業森林の区域	或及び当該区域内における施業の方法16
2	2 木材の生産機能の維持増進	を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域
	内における施業の方法	
3	3 その他必要な事項	
第5	5 委託を受けて行う森林の施業	美又は経営の実施の促進に関する事項21
1	1 森林の経営の受委託等による	る森林の経営の規模の拡大に関する方針 21
2	2 森林の経営の受委託等による	る森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 21
3	3 森林の経営の受委託等を実施	施する上で留意すべき事項2 2
4	4 森林経営管理制度の活用に	関する事項22
5	5 その他必要な事項	
第6	3 森林施業の共同化の促進に関	引する事項22
1	1 森林施業の共同化の促進に	関する方針22
2	2 施業実施協定の締結その他系	森林施業の共同化の促進方策22
3	3 共同して森林施業を実施する	る上で留意すべき事項22
4	4 その他必要な事項	
第 7	作業路網その他森林の整備の) ために必要な施設の整備に関する事項23

	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
	2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
	3	作業路網の整備に関する事項	24
	4	その他必要な事項	27
第	8	その他必要な事項	27
	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	27
	2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
	3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	30
Ш	柔	系林の保護に関する事項	30
第	1	鳥獣害の防止に関する事項	30
	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
	2	その他必要な事項	30
第	2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
	1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	31
	2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	32
	3	林野火災の予防の方法	32
	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	32
	5	その他必要な事項	32
IV	柔	森林の保健機能の増進に関する事項	32
	1	保健機能森林の区域	32
	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事	項
			32
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	33
	4	その他必要な事項	33
v	そ	たの他森林の整備のために必要な事項	33
	1	森林経営計画の作成に関する事項	33
	2	生活環境の整備に関する事項	34
	3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
	4	森林の総合利用の推進に関する事項	35
	5	住民参加による森林の整備に関する事項	35
	6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	35
	7	その他必要な事項	35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は千葉県の房総半島の中央部に位置し、西は東京湾に接し、東は鹿野山をはじめとする自然・みどり豊かな房総丘陵にあって、県の主河川である小糸川、小櫃川が流れており重要な水源地域となっています。

本市の総面積は31,878haであり、そのうち森林面積は18,753haで、総面積の58.8%を占めています。千葉南部地域森林計画の対象民有林面積は16,404haで、そのうちスギを主体とした人工林面積は4,545haであり、人工林率27.7%と県平均の31.6%とほぼ同じです。人工林は一般的な主伐期である50年生を超えた林分が3,317ha(73.0%)を占めており、今後、施業を適切に実施しつつ、森林資源の活用を積極的に進めていくことが本市の森林・林業の緊急かつ重要な課題となっています。

また、本市の森林の多くは南房総国定公園、県立高宕山自然公園、県立養老渓谷奥清澄自然公園等の自然公園地域に指定され、自然観察、森林浴等に広く利用されています。特に、清和地域内には県立清和県民の森も整備されており、キャンプ場、ハイキングコース等を利用した保健レクリエーションの森として活用されています。

さらに、清和・上総地区で4つの人造湖(三島湖、豊英湖、亀山湖、笹川湖)を有し、農業用水・飲料水・工業用水等多面的な需要に対応しており、ダム湖とダム周辺の森林を有機的に結びつけた森林とのふれあいの場としての活用が期待されています。

このため、市内全域で自然環境の維持機能を重視し、木材生産は伐期の延長又は長伐期施業、あるいは複層林施業を推進する必要があります。また、水源地における水源涵養機能を高めるため、間伐を計画的に実施して、適切な森林整備を図る必要があります。

また、令和元年度に発生した台風により市内でも倒木被害が多数発生し、停電、 断水が発生しました。そのため、道路や送配電線施設などのインフラ施設周辺の 森林整備を進めてまいります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりです。

森林の有する機能	目指すべき森林資源の姿
水源涵養機能	樹木の根が発達し、また適切な立木密度が保たれ下層植生も成
	立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
山地災害防止/土壌	樹木の根が発達し、また適切な立木密度が保たれ下層植生も成
保全機能	立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応
	じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また急傾斜地に
	おいては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木によ
	る崩壊の危険性のない森林。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が
	高い森林。
保健・文化機能	人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価
	値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必
	要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。
木材等生産機能	木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜
	や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更
	新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりです。

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応
	じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森
	林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森
	林の維持、管理を図ることとします。
	なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面
	積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑
	えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林
	の水源涵養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う
	こととします。
山地災害防止/土壌	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応
保全機能	じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森
	林においては除間伐施業を適切に実施し、土壌を保持する能力の
	高い森林の維持、管理を図ることとし、また急傾斜地の老齢木、
	大径木については適切に除伐を進め、倒木による崩壊の危険性の
	低減に努めるものとします。

	なお、主伐を行う場合は、伐期の延長、あるいは択伐や小面積
	皆伐等により森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、
	速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の土壌保
	持機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払うこととし
	ます。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じ
	て適切な施業を行います。特に、病害虫被害の発生している森林
	については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、
	病害虫の予防、防除についても積極的に行うこととします。
保健・文化機能	保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持
	を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特に
	ハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林に
	ついては、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図る
	こととします。
木材等生産機能	スギ、ヒノキ等の人工林や、用材としての利用が見込まれる樹
	種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐
	採された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこ
	原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用しま
	す。
	なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は
	植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森
	林資源の循環利用を進めるものとします。
	また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見
	込める森林と併せて効率的な施業が可能な場合は、薪炭材やきの
	こ原木等としての主伐と更新を推進するものとします。
1	

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業体の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

また、木材の伐採搬出が困難な森林については、必要に応じて森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、複層林化を進めることとします。

これらの取組は、森林クラウドを活用し、県や林業事業体等と連携して効率的に実施していくとともに、森林環境譲与税や森林経営管理制度も活用しながら積極的に推進します。

③ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンブスギ 林、松くい虫の被害を受けたマツ林、ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林、その 他病虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ 伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

また地域に多く分布するシイ・カシの純林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を推進します。

これらに加え、令和元年度に発生した台風による倒木被害を受けた森林の整備を推進します。特に、道路や送配電線施設などのインフラ施設周辺の森林整備を推進することとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して 実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施していま す。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、こうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り組まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ります。今後は、これに加え、森林環境譲与税などを活用し、さらなる森林施業の合理化を推進します。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)時期に関する指標として 定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのもので はありません。

			樹	種		
地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全域	45年	50年	40年	50年	15年	20年

注1)スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における被害 の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生の ための伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。

- 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採(倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る)においては、上記標準伐期齢を適用しません。
- 3)特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとします。

「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20~クタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとします。

なお、「皆伐」「択伐」ともに以下のア~オに留意するものとします。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木 について、保残等に努めるものとします。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとします。
- エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持 等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。

- オ 上記ア〜エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に留意します。
- 3 その他必要な事項 該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、 ケヤキ	

注)表中の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の 林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木の植栽が適さない箇所 については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員の技術的助言等を 参考に、中低木の樹種も含めて、適切な樹種を選択することとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉発生源対策に資する花粉の 少ない苗木(少花粉品種や特定苗木等)を活用するよう努めます。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
	密仕立て	4, 000	
スギ	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2, 000	
	密仕立て	4, 000	
ヒノキ	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2, 000	
コナラ クヌギ	ぼう芽枝 を含む	3,000	しいたけ原木林で皆伐 後に他の樹種が優先す る場合

注) 多様な森林づくりを進める観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点、森林の風倒被害対策等の観点等から、上表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案) や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

イ その他人工造林の方法

区分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、 傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地におい ては、等高線沿い筋刈地拵えを行い林地の保全に努めるも のとします。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵え の場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けるこ ととします。 また、作業効率やコスト等を勘案し、コンテナ苗の活用 や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることしま す。
植 栽 の 時 期	春植えを原則とし、秋植えの場合には根が乾燥しないよう保湿に留意し、適期に行うこととします。 また、コンテナ苗の場合は、林業普及指導員の技術的助言等を参考に、植栽時期を決定することとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る 観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定 されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」について は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内と します。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、 地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によ り適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図るこ とを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ
	類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミ
	ズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロ
て処面があれる場合	ノキ、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、ヒメユ
天然更新の対象樹種	ズリハ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショ
	ウ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、ス
	ギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠(森林
	上部の葉群層)を構成しうる樹種とします。
	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ
	類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオ
ぼう芽による更新	ノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カク
が可能な樹種	レミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等将来高木
	となり林冠 (森林上部の葉群層) を構成しうる樹種と
	します。

注)ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、樹種によってはぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うことを基本とし、県の普及指導員の技術的助言等を参考に適切な天然更新を行うこととします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が 適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員 の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて適切な天然更新を行うこととしま す。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

	樹種	期待成立本数 10,000 本/ha	
	(1) に定める樹種		
ぼう芽更新樹種		5,000 本/ha	

注)上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。)を成立させるものとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

	区 分		標 準 的 な 方 法
地	表処	理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている 箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うことと します。
ĮIK	出	l	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されてい る箇所について行うこととします。
植	: 込 み		天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇 所に必要な本数を植栽することとします。
芽	カ	き	ぼう芽発生の数年後に必要に応じて優良な芽を一株当たり $3\sim5$ 本 (マテバシイの場合 $6\sim10$ 本) 残し、それ以外のもの を除去することとします。その後成長を見ながら、 $1\sim3$ 本 (マテバシイ $3\sim4$ 本) を標準に調整することとします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状態を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹(伐採前に発生したものを含む)、伐採時に残置した若齢木等とします。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地(プロット)調査により、実施 することとします。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとします。

天然更新対象地面積

2 ha 未満; 2 箇所、 4 ha 未満; 3 箇所

4 ha 以上: 4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減。

- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平 均的と見られる箇所を選定することとします。
- ・ 標準地 1 箇所の形状は、 $2 \text{ m} \times 2 \text{ m} を 5$ 個、 $5 \text{ m} \times 5 \text{ m} を 1$ 個、正方形 または長方形の面積 $100 \text{ m}^2 を 1$ 個など現地の状況に応じて適宜設定する こととします。
- 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定をすることができますが、この場合、写真を5年間保管することとします。
- ・ 当方法により判定しがたい場合は、平成24年3月林野庁森林整備部計 画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができま す。
- 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業

(地表かき起し、刈出し、受光伐等)又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

天 然 更 新 調 査 野 帳

<u>調査年月日 年 月 日</u> 調査者

	調査	地			市町村		大字	番地	
伐扎	采年月	年	月	調査対象	泉面積	ha 地形勾配		记斜	面方向
調金	查面積		ha	プロット	\	m	×	m	箇所
No		樹	高		胸高直径		本数	ha 当	り本数
プ	0. 31	m以上:	1. 3n	n未満	_				
ノロ					4 cm 未清	Ė			
ツ	1.3m以上		$4\sim5\mathrm{cm}$	ı					
۱ ۱			•	$5\sim 6$ cm	1				
1					6 cm 以上	-			
プ	0. 31	m以上:	1. 3n	n未満	_				
ロロ					4 cm 未清	ij			
ツ		1 10 0 1			$4\sim5\mathrm{cm}$	1			
۱ ۱		1.3m	以工	•	$5\sim 6~\mathrm{cm}$	1			
2					6 cm 以上	-			
プ	0. 31	m以上:	1. 3n	n未満	_				
ロロ					4 cm 未清	ij			
ツ		1 9	DT L		$4\sim5\mathrm{cm}$	1			
ا ا		1.3m	以工	•	$5\sim 6~\mathrm{cm}$	1			
3					6 cm 以上	-			
位	位置図	及び各	プロ	ットの近	景及び遠景等	了真			
置									
図									
及									
び 写									
真									

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、 伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が 終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算にして5年以内に更新するも のとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

千葉南部地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、以下の森林を基準とします。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な成長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される 森林。
- ⑤ 保安林

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

⑥ 開発行為等により、表土がなくなった森林。 なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初 日から起算して2年以内に植栽するものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載します。

森林の区域	備考
該当なし	

注)保安林を除くものとします。

- 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命 令の基準
- (1)造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地に おける植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める 「期待成立本数」であることとします。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

5 その他必要な事項

(1) 野生鳥獣の被害対策

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとします。

(2) しいたけ原木林 (コナラ・クヌギ) の更新

立木密度が 2,000 本/ha、胸高直径が $10\sim16$ cm の幹がまっすぐで枝分かれの少ない林を目指します。

更新方法は、皆伐によるぼう芽更新とし、皆伐後に他の樹種が優先する場合には、前述のとおり、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数			備考				
		本数 (本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	加力
スギ	生産目標	2 000	11~	16~	26~	31~			伐期
	柱材等	3, 000	15	20	30	35			45 年
74	生産目標 大径材	2 000	11~	16~	26~	41~	56~	71~	伐期
		3,000	15	20	30	45	60	75	90年
	生産目標	0.000	11~	16~	26~	36∼			伐期
ヒノキ	柱材等	3,000	15	20	30	40			50年
	生産目標	2 000	11~	16~	26~	41~	56~	71~	伐期
	大径材	3,000	15	20	30	45	60	75	100年

標準的な方法

1 間伐の時期

間伐の時期は、樹冠がうっ閉して植栽木個体間に競争が生じ始めた時期以降で、下枝の枯れ上り状況、林床植生の状態により決定することとします。

2 間伐の選定方法

植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木 及び形質不良木のみに片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選 木することとします。

なお、花粉発生源対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。

3 間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とします。

4 間伐率

2回目以降の間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で実施することとします。

ただし、間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は、2~3年間隔の間伐を繰返し、適正本数に誘導するよう間伐率を調整することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の	liter			実	施すべ	き標準	的な林	齢及び	回数	ά			مل ملاء
種類	樹種	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	•	9年	•	12 年	備考
下刈り	スギ	2回	2 回	1回	1回	1回	1回						· 植栽によ
つる切り	ヒノキ							1回		1回			る更新の場合
除伐	マツ							1回				1回	一场口
下刈り		1回	1回	1回			1回						ぼう芽更
芽かき	コナラ クヌギ				1回			1回					新し、胸 高直径 10
除伐								1回				1回	~16 cmで 伐採する
下刈り		1回	1回	1回	1回	1回	1回						しいたけ 原木の場
芽かき	マテハ゛シイ			1回				1回					合
標準的な方法													
下刈り		る場合	の2回	団目は	$8 \sim 9$	月頃)							手に2回 寺期は施
つる切	下刈り	終了後					て行い	ます。	施	業時期	は6	$6 \sim 7$	月頃を目
り	安とし		ナルロゴ	z-ナフ+	<u> </u>	以所才	白士ナ	『今十1	+	士 歩き		さまりナ C	3~10月
除伐	頃を見			f 9 つ1	到 <i>/</i> 下、/	少貝小	及小で		ノエ	9。旭=	老师	T朔(よ C	57~10月
													め、3~
			•				-						/株に整
	理し、その後成長を見ながら1~3本/株を標準に調整することとします。									, ,			
芽かき	なお、幹から出たぼう芽枝は、はく離しやすいため、根のつけねや根がき ぼう芽枝を残すようにします。								いり出に				
7777						スマラ	テバシ	イでけ	· 1	ぎう芽	発力	上初期が	いら強度
						_			•			., . , , .	よる折損
		• "							•				うつ閉後
	は3~										,	•	

3 その他必要な事項 該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、 伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を 【別表2】のとおり定めます。

森林の伐期齢の下限

			樹	種		
区域	スギ	トノキ	マツ	その他	コナラ	その他
	7+	レノヤ	¥ /	針葉樹	クヌギ	広葉樹
全域	55年	60年	50年	60年	25年	30年

- 注1)スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における 被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林 の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。
 - 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採(倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る)においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。
 - 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、 調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討する こととします。
- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】のとおり定めます。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 イ 施業の方法

ア①の森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業を推進するものとします。

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森 林の構成の維持を図るための施業を推進するものとします。 ア③の森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入 を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとしま す。

また、アの①から③までに挙げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う森林の伐期齢の下限を以下のとおりに定め、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

それぞれの森林の区域については、【別表2】により定めます。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

		樹種								
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他	コナラ	その他				
	Л Ч		¥ /	針葉樹	クヌギ	広葉樹				
全域	90年	100年	80年	100年	30年	40年				

- 注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。
 - 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採(倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る)においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。
 - 3)特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとします。
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及 び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、【別表1】のとおり定めます。

また、同区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、

【別表1】のとおり定めます。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、 原則として植栽による更新を行うこととします。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業	9~12, 13~16, 33~46,	14, 409
を推進すべき森林	55~238	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維	8, 28~32, 39, 41, 45,	5, 693
持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	$47\sim54,62,65,90\sim97,$	
	100、102~103、105~	
	111、113、115、153、155	
	~166、169~188、192~	
	206	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森	1~7、17~27	1, 167
林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推	24, 66, 72~76, 79~84,	2,098
進すべき森林	87~88	
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業		
を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を	56, 66, 73~76, 83, 88	1, 114
推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業		
を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業		
が可能な森林		

【別表 2】

施	業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進	生すべき森林	9~12, 13~16, 33~38, 40, 42~44,	7, 503
		46, 55, 56~61, 63~64, 67~71, 77	
		~78, 85~86, 89, 98~99, 101, 104,	
		112、114、116~152、154、167~168、	
		189~191、207~238	
長伐期施業を推進	生すべき森林	8, 28~32, 39, 41, 45, 47~54, 62,	7, 732
		65~66, 72~76, 79~84, 87~88, 90	
		\sim 97, 100, 102 \sim 103, 105 \sim 111, 113,	
		115、153、155~166、169~188、192	
		~206	
複層林施業を推	複層林施業を推進すべ	1~7, 17~27	1, 167
進すべき森林	き森林(択伐によるも		
	のを除く)		
	択伐による複層林施業	_	-
	を推進すべき森林		
特定広葉樹の育品		-	-
すべき森林			

3 その他必要な事項

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法 該当なし
- (2) その他該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森 林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合 等林業事業体への「森林経営委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の 拡大を図るものとします。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、次の 取組を推進するものとします。
 - ・ 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業 の委託等森林の経営の委託の働きかけ
 - ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成

- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- 地域協議会の開催による合意形成
- 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行うものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら、森林の経営管理を実行することが出来ない場合であって、 多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利 用の促進のため、地域の森林を団地化し一括して経営管理を行う必要がある場合は、本市や森林組合等による一括管理に向けた意向調査や森林境界の明確化 などの森林環境譲与税を活用した各種取組を実施するほか、必要に応じて森林 経営管理制度の活用を図ります。

5 その他必要な事項

森林組合等林業事業体が地域の広範囲の森林所有者から経営の委託を受けるうえで必要となる森林情報の収集整理と林地台帳の整備を進めます。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた

森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとします。

戸崎国有林周辺の民有林に於いて、森林整備を行う「森林共同施業団地」を設定し、施業の効率化と販路の拡大を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実に行うため、 関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

- 4 その他必要な事項 該当なし
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとします。 搬出にかかすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じて、ある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとします。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進する こととします。

EZA	ルツンラニ)		路網密度(m/ha)	
区分	作業システム	基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系 作業システム	3 5以上	75以上	110以上
中傾斜地	車両系 作業システム	25以上	60以上	85以上
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	架線系 作業システム	25以上	0以上	2 5以上
急傾斜地	車両系 作業システム	20以上	40以上	6 0 < 5 0 >以上
$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	架線系 作業システム	20以上	0以上	2 0<1 5>以上
急峻地 (35°~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上

- 注1)路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、渓流、 天然林等の除地には適用しないこととします。
 - 2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を 移動させて木材を吊り上げて集積するシステムであり、タワーヤーダ等を活用します。
 - 3)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械 により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムであり、フォワーダ 等を活用します。
 - 4)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導

する森林における路網密度です。

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
- (1) 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

開設	種類	(区分)	位置	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年間の	備考
拡張	力到主法	扑冻			000	110	計画箇所	
開設	自動車道	林道		加勢線	200	116	0	
"	"	"		東山支 2 号線	1,500	26		
"	"	"		高宕支 2 号線	2,000	236		
"	"	"		旅名奥畑線	4,000	25		
"	"	"		松節渕ヶ沢線	3, 200	22		
"	"	"		鹿野山支線	1,500	228		
"	JJ	"		梨ノ木線	1, 100	84		
"	"	"		高宕日笠線	1, 100	40		
"	"	"		小仁田2号線	1,800	54		
"	"	"		浦田線	1,800	54		
11	11	"		川谷線	1,000	30		
"	"	"		船ヶ作線	1, 200	42		
IJ	"	"		上郷台線	1, 200	36		
"	11	"		旧奥畑線	1,000	34		
11	11	"		西日笠線	2,000	75		
11	11	"		苗割線	1,000	33		
"	IJ	"		三間線	1,800	99		
"	"	"		高宕線	800	311		
"	"	"		高宕山線	6,000	180		
計				19 路線	34, 200			
拡張	(改良)	林道		戸面蔵玉線	100(1)	178	0	
11	11	"		高宕線	500 (5)	311		
11	11	"		六本木線	100(3)	127		
"	11	"		高宕支線	300(2)	82		
"	IJ	"		渕ヶ沢線	300(2)	153		
"	11	"		渕ヶ沢奥米線	200(2)	303		
"	11	11		渕ヶ沢支線	100(1)	101		
"	"	11		片倉三石線	100(3)	195		
"	"	11		小仁田線	100(2)	62		
"	"	11		小原線	100(1)	60		
"	"	"		加勢線	300(3)	116		
"	"	11		糸川間野線	100(2)	234	0	
11	"	11		香木原線	100(2)	97	0	
計				13 路線	2, 400 (29)			

拡張	(舗装)	林道	小原線	900 (4)	60		
"	"	"	旅名線	600(3)	33		
"	"	"	柚ノ木線	3, 200 (7)	138	0	
"	"	"	横尾線	400(3)	182		
計			4 路線	5, 100 (17)			

- 注1) 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載します。
 - 2) 拡張にあたっては、舗装又は改良の別を種類欄にカッコを付して併記します。
 - 3) 林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載します。
 - 4) 位置欄は、字、林班等を記載します。
 - 5) 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、 路線名には主たる支線名等他「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支 線名及び分線名を記載します。
 - 6) 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載します。
 - 7) 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の 欄に○印を記載します。
 - 8) 路線の起点と終点を記載する必要のある場合は、備考欄に記載します。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとします。

(3)集材に関する事項

集材の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」 (令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に即した方法で 行うものとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために 必要とされる施設についても必要に応じて整備を図ることとします。

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本市の林家の大部分は小規模所有者であり、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多く、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の 効率化に努めるとともに、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、 組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委 託の拡大及び作業班の雇用の通年化と近代化に努めることとします。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 作業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開

催し、林業の技術向上や各種資格の取得をするための条件整備を行うことと します。

また、本市と森林組合が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に 行う林業体験等の取組を通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等につ いて積極的に紹介していくこととします。

イ 林業後継者等の育成

県内外の木材市況の動向把握等情報を提供するとともに、木材消費の開拓 について検討を加え、林業経営の魅力を高めるよう努めることとします。

また、各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性 化と従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び 後継者の育成に努めることとします。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の中心的な担い手である森林組合については、施業の共同委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

本市の森林の人工林は10齢級以上が7割以上を占めており、主伐の実施が 急務となっており、今後にさらに主伐期を迎える人工林の増加が見込まれます。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの抑制を図るために、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図ることとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業	美の種類		現状(参考)	将 来
/ b		伐 倒	チェンソー フェラーバンチャ	チェンソー ハーベスタ プロセッサ
伐 倒 造 材 集 材	市内全域	造材	チェンソー	チェンソー ハーベスタ プロセッサ
		集材	フォワーダー グラップル	フォワーダー グラップル

造 林 保育等	地ごしらえ	チェンソー グラップル	チェンソー グラップル
	下刈り	刈払い機	刈払い機 自走式刈払い機
	枝打ち	人力	小型チェンソー リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

	現状(参考)		計画				
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	備考
木製品販売所	清和	1 箇所					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を【別表3】に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

現地の状況に応じて、防護柵の設置及び維持管理、忌避剤の塗布、食害防止 チューブの設置等、ニホンジカ等による被害の防止効果を有すると考えられる 保護措置、又は捕獲による鳥獣害防止対策を、千葉県野生鳥獣対策本部や君津 市野生猿鹿猪等被害対策協議会と連携し、推進することとします。

【別表 3 】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	2林班~227林班、	16,344
	230林班~238林班	

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況の確認に当たっては、必要に応じて森林経営 計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提供を求める等、 日頃から状況の把握に努めることとします。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 森林病害虫の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切 な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により病害虫、 鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努める こととします。

また、日常の管理を通じて、森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮し

て適時適切に行うこととします。

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病害虫等防除法に基づき保安林等、公 益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進す ることとします。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進します。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本市に植林されているサンブスギは非赤枯性溝腐病の被害を受けやす く、機能が著しく低下している森林が多い状況にあります。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、道路沿い等の緊急性 の高い箇所を中心に被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造 林後の下刈りまで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復 を図るものとします。

ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカキミリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫であり、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとします。

エ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシにより媒介された病原菌により、 ナラ類、シイ・カシ類等のブナ科樹木が枯れる病害であり、比較的高齢 級で大径化した樹木に被害が多く見られます。

被害の拡大防止や、倒木・落枝等による被害防止のため、被害の監視体制を整え継続的なモニタリングや、被害木の伐倒や破砕・焼却処理、薬剤使用等による防除を実施するとともに、高齢木や大径木の伐採更新による被害を受けにくい森林づくりを進めます。

なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者等に伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病害虫等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関や森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

シカ等の野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進めます。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関と連携して被害の早期 発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防することとします。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等を目的とする火入れの実施に当たっては、「君津市火入れに関する条例」に規定する防火装置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故を予防するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 病害虫の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要が生じた林分については、伐採 とその後の更新を促進するものとします。

森林の区域	備考	
市内全域		

(2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が発生する恐れの高い地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進します。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市、市民、里山活動団体、土地所有者等の適切な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に

関する事項

該当なし

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 該当なし
- 4 その他必要な事項 該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- (1)森林経営計画の記載内容に関する事項 森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画 するものとします。
 - ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐 後の植栽
 - イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び Ⅱの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - エ Ⅲの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
小櫃地区	191、192、193、194、195、196、197、198、199、200	1, 346. 35
	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209	,
人留里 東地	151、160、161、164、165、166、167、168、169、170、171	
区	172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182	1617. 91
	183、184、185、186、187、188、189、190	
久留里・松	94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,	1, 559. 20
丘	106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、	1, 559. 20
西地区	117	
松丘 東地区	149、153、154、155、156、157、158、159、162、163	598. 24
亀山 1地区	139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、150	1 195 57
	152,230,231,232,233,234,235,236,237,238	1, 135. 57
亀山 2地区	132、133、134、135、136、137、138、210、211、212、213	
	214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224	946. 67
	225、226、227、228、229	
亀山 3地区	116、118、119、120、121、122、123、124、125、126	910. 38
	127、128、129、130、131	
旧 君津地区	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17	1, 496. 22
	18, 19, 20, 21, 22, 23, 24	
小糸 西地区	46,47,48,49,50,51,52,53,54,55	631. 53
小糸 東地区	25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38	1 701 07
	39、40、41、42、43、44、45	1, 731. 87
秋元 西地区	56,57,58,65,66,67,68,69	900.06
秋元 東地区	59,60,61,62,63,64,92,93	635. 64
三島 西地区	70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80	1, 221. 90
三島 東地区	81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91	1, 672. 59
合 計		16404. 13

2 生活環境の整備に関する事項 該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は「ミツバツツジ」を市の花としており、ミツバツツジ保護条例を制定し、 清和県民の森や久留里地区のミツバツツジ保護地域を中心に保護育成に努めて います。地域住民と一体となって景観整備を進め、適正な森林整備を推進するこ とにより、公益的機能の増進を図るものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

行政、地域住民、森林所有者等の協働による森林の整備と森林の保健・文化・ 教育的な利用を組み合わせて、これまでに関心のなかった人々の参加を促進する ものとします。

森林の総合利用施設の整備計画

佐部の種類	現	上状 (参考)	Ī	計 画	사교포 다.
施設の種類	位置	規模	位置	規模	対図番号
清和県民の森	豊英	3,200ha ・遊歩道 ・管理棟 ・広場			
三舟山	小香	・キャンプ場20ha・遊歩道・里の案内所			
久留里城址	久留里	・遊歩道・体験交流センター・久留里城址資料館			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項 民間団体等との連携による地域住民参加の森づくりの活動を推進すること で、森林・林業への理解を深め、森林整備の必要性を普及するものとします。

- (2)上下流連携による取組に関する事項 該当なし
- (3) その他該当なし
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

7 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、 当該制限に従った森林施業を行うこととします。
- (2) 森林法第10条の2による林地開発許可、千葉県林地開発行為等の適正化に

関する条例第 18 条の規定による小規模林地開発行為の届出並びに森林法第 10 条の 8 の規定による伐採および伐採後の造林の届出等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿(I-2-(1))、造林に関する事項(II-第 2)、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとします。

(3) 森林を転用(一時転用を含む)する場合は周辺の森林や河川、施設等への土砂の流出等が発生しないよう十分な対策を講じるよう努めるものとします。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹	優占林
ተጥ ተዘ	吊 隊囚呆倒躞口 怀	冷朱 丛朱倒躞口怀	吊洛町仏庇文林	スギ・ヒノキ林	マツ林
優先	シ、アカガシ、アラカシな	高木層にコナラ、クヌギ、 イヌシデ、ヤマザクラ、ア カメガシワなどの落葉広葉 樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、 モミ、スギ、ヒノキなどの 針葉樹からなる多様な高木 層をもつ森林	高木層に木材生産を目的と するスギ、ヒノキが優占す る森林	高木層にアカマツ、クロマ ツが優占する比較的明るい 森林
例					ZAMATE ST
	生物多様性保全、水源涵 養、保健文化、山地災害防 止/土壌保全	保健文化、快適環境形成、 生物多様性保全、木材等生 産、水源涵養、山地災害防 止/土壌保全		木材等生産、水源涵養、山 地災害防止/土壌保全	快適環境形成、保健文化

【付属資料】

統計書の凡例について

「 - 」・・・皆無又は該当数字のないもの

「0」・・・表彰単位に満たないもの、統計値「0」のもの

「空欄」・・・不詳あるいは資料無し

「 × 」・・・秘匿データ

1 森林整備計画概要図 別添のとおり

2 鳥獣害防止森林区域図 別添のとおり

3 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年 次	総	計		0	~ 14 歳		15	~ 29 歳	
	平	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数	平成 22 年	89, 168	45, 325	43, 843	11, 005	5, 755	5, 250	14, 151	7, 809	6, 342
		(100)								
(人)	平成 27 年	86, 033	43, 622	42, 411	9, 845	5, 156	4, 689	12, 855	7, 227	5, 628
		(94.6)								
	令和2年	80,622	40, 935	39, 687	8, 427	4, 347	4,080	11, 264	6, 526	4, 738
		(93.7)								
構成比	平成 22 年	100.0	50.8	49. 2	12.3	6. 5	5. 9	15. 9	8.8	7. 1
	平成 27 年	100.0	50. 7	49.3	11.4	6.0	5. 5	14.9	8.4	6.5
(%)	令和2年	100.0	50.8	49. 2	10. 5	5. 4	5. 1	14.0	8. 1	5.9

	年 次	30 ~	~ 44 歳		45	~ 64 歳		65	5 歳以上		
	平 次	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数	平成 22 年	17, 021	8, 961	8, 060	25, 642	13, 400	12, 242	21, 349	9, 400	11, 949	
(人)	平成 27 年	15, 314	8, 124	7, 190	23, 190	12, 005	11, 185	24, 339	10, 795	13, 544	
	令和2年	12, 820	6, 962	5, 858	21, 745	11, 295	10, 450	26, 366	11, 805	14, 561	
構成比	平成 22 年	19. 1	10.0	9. 0	28.8	15. 0	13. 7	23. 9	10. 5	13. 4	
	平成 27 年	17.8	9. 4	8. 4	27.0	14.0	13. 0	28. 3	12. 5	15. 7	

(%)	令和2年	15. 9	8.6	7. 3	27.0	14. 0	13. 0	32.7	14. 6	18. 1
-----	------	-------	-----	------	------	-------	-------	------	-------	-------

- (注) 1. 資料は国勢調査による。
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次
 - 3. 総数の計の() 内には隔年時の比率を記入

② 産業部門別就業者数等

				第1次	産業		第	2次産業	第3次産業
	年 次	総数	農業	林業	漁業	小計		うち木材・	
			成木	71° **		√1.11		木製品製造業	
	平成 22 年	41, 594	1,561	27	5	1, 593	13, 636	30	26, 365
→ ¥/.						4			
実数 (人)	平成 27 年	42, 921	1, 569	29	8	1,606	12, 192	-	27, 680
	令和2年	40, 841	1, 415	38	8	1, 461	11,853	-	25, 853
	平成 22 年	100	3.8	0.1	-	3.8	32.8	0. 1	63. 4
構成比 (%)	平成 27 年	100	3. 7	0. 1	-	3.8	28. 4	-	64.5
	令和 2 年	100	3. 5	0. 1	-	3. 6	29. 0	-	63. 3

- (注) 1. 資料は国勢調査及び経済センサスによる。
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次

(2) 土地利用

					耕地區	面積				草	林野面積			
	年 次	総土地 面 積				= 1	樹園			地面				その他面積
			計	田	畑	計	果樹園	茶園	桑園	積	計	森林	原 野	
実 数	平成 22 年	31, 883	3, 376	2, 470	817	89	88	1	0	0	20, 771	20, 754	17	7, 736
ha	平成 27 年	31, 883	3, 228	2, 450	778	77	76	1	0	0	20, 661	20, 637	24	7, 917
	令和2年	31, 881	1,851	1,616	208	26	26	0	0	0	20, 558	20, 467	91	9, 472
構成比		100	5. 8	5. 1	0.7	0. 1	0. 1	0.0	0.0	0.0	64. 5	64. 2	0.3	29. 7
(%)														

- (注) 1. 資料は農林業センサスによる。
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次
 - 3.「林野面積」について調査が行われない年次については空欄

- 4.「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入 ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
- 5. 構成比は、最近の年次について算出

(3) 森林転用面積

年 次	総数	工場・事 業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
昭和 50~54 年度	96 ha	ha	1 ha	7 ha	31 ha	8 ha	49 ha
平成 2年	643	7	3	240	13		380
平成 12 年	1, 243	1	112	281	8	144	697

- (注) 1. 資料は国勢調査による。
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

	保有形態	冶	総	面積		立 木 地	1	人工林率
		<u>~~</u>	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)
総		数	18, 753	100. 0	16, 546	5, 794	10, 752	30. 9
玉	有	林	2, 349	12. 5	2, 226	1, 250	976	53. 2
		十	1, 078	5. 75	1, 068	356	712	33.0
公有	県石	有林	985	5. 3	980	292	688	29. 6
林	市不	有林	93	0. 5	89	64	25	68.8
	財産	区有林	_	_	-	_	_	_
私	有	林	15, 326	81. 7	13, 252	4, 188	9, 064	27.3

- (注) 1. 国有林については関東森林管理局提供の資料により、地域森林計画対象 民有林(私有林及び公有林)については千葉県森林課の森林計画資料によ る。
 - 2. 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村が、財産区とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。学校林は市町村有林とする。
 - 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在村者		不在村者面積	
	年 次	44月71日司	面積	計	県 内	県 外
実 数	昭和55年	15, 219	10, 502	4, 717	1, 505	3, 212
ha	平成 2年	14, 935	10, 881	4, 054	1, 180	2, 874
	平成12年	13, 164	10, 658	2, 506	1, 136	1, 370
構成比	昭和55年	100. 0	69. 0	31. 0	(31.9)	(68.1)
%	平成 2年	100.0	72. 9	27. 1	(29.1)	(70.9)
	平成12年	100.0	81. 0	19. 0	(45.3)	(54.7)

- (注) 1. 資料は農林業センサスによる。
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次。

③ 民有林の齢級別面積

(令和6年3月31日現在)

齢級別	総数	1 • 2	3 • 4	5 · 6	7 · 8	9 • 10	11 齢級
区分	松级	齢 級	齢 級	齢 級	齢 級	齢 級	以 上
民有林計	16, 404	111	139	347	595	723	12, 406
人工林	4, 544	13	43	249	430	493	3, 317
天然林	9, 776	98	97	97	165	230	9, 089
(備考)	•						

(注) 資料は、令和5年度千葉県森林計画資料による。

④ 保有山林面積規模別林家数

(令和2年現在)

				\ \ \ \	111 = 1 /21=/
面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1 ~ 3ha	566	10 ∼ 20ha	41	50 ∼100ha	3
3 ∼ 5ha	154	20 ∼ 30ha	11	100 ∼500ha	_
5 ∼ 10ha	128	30 ∼ 50ha	7	500ha以上	-
		総数		93	10

(注) 資料は2020農林業センサスによる。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	路線数	延長 (km)	
基幹路網	県管理	14	45, 736
左 轩 始 稍	市管理	38	57, 210
うち林業専用道	-	-	

(イ) 細部路網の現況

区分路線数		延長 (km)	備考
森林作業道	_	-	1

- (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在 該当なし
- (6) 市町村における林業の位置付け
 - ① 産業別総生産額 統計資料なし
 - ② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従業員数(人)	現金給与総額(万 円)
全製造業(A)	77	7, 990	4, 520, 750
うち木材・木製品製造業(B)	1	55	×
B/A	1. 30%	0. 69%	_

- (注) 1. 資料は、2020工業統計表による。
 - 2. 製造業には、林業が含まれない。
 - 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省) によるものであり、 製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・	従業	者数	備考		
	事業者数		うち作業員数	加		
森林組合	1	21	16	(名称:千葉県森林組合南部支所)		
生産森林組合	-	_	_			
素材生産業	-	_	_			
製材業	-	_	_			
森林管理局	_	-	_			
林業就業者数	_	39	_			
合 計	1	60	16			

⁽注) 林業就業者数は、2020農林業センサスによる。森林組合は聴き取りによる。

(8) 林業機械等設置状況

(令和6年3月31日現在)

区分	総数	公 有	森林	会社	個人	その	その他
		林	組合			他	
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウイ							無線操縦等による木寄
ンチ							機
自走式搬器							リモコン操作による巻
							き上げ式搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラ							主として牽引式集材用
クタ							
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用トラッ
							ク
グラップルク							グラップル式のクレー
レーン							ン
計							
<高性能林業機	械>						
フェラーバン	1		1				伐倒、木揃用の自走式
チャ							
スキッダ	0						牽引式集材車両
プ゜ロセッサ・ク゛ラッフ゜	13	5	8				枝払、玉切、集積用自走
ルソー							機
ハーベスタ	0						伐倒、枝払、玉切、集積
							用の自走式
フォワーダ	3	2	1				積載式集材車両
タワーヤーダ	2	2					タワー付き集材機
計	19	5	10				

⁽注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

^{2.} 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	しいたけ生	しいたけ乾	苗木	なめこ
作里实具	m3	Kg	千本	Kg	kg	kg
生産量						
金額(百万単						
位)						

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
 - 2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。